

令和6年第1回定例会（6月議会）
農林水産委員会（分科会）
会議の概要

書記 佐藤 慎 大 録

招集年月日時 令和6年6月12日（水曜日）

予算特別委員会終了後

招集場所 議事堂 農林水産委員会室

本定例会（6月議会）における案件（委員会）

1 付託案件以外の所管事項

本定例会（6月議会）における案件（分科会）

1 議案第136号

令和6年度秋田県一般会計補正予算（第1号）

（農林水産部の関係部門）

令和6年6月12日（水曜日）

本日の会議案件

1 会議録署名員の指名

2 審査日程

本日の出席状況

出席委員

委員長	杉 本 俊比古
副委員長	薄 井 司
委員	柴 田 正 敏
委員	工 藤 嘉 範
委員	高 橋 健
委員	渡 部 英 治
委員	加賀屋 千鶴子

書記

議会事務局議事課	佐藤 慎 大
議会事務局政務調査課	
	富 樫 可那子
農林水産部農林政策課	
	伊 藤 光 範

会議の概要

午前10時58分 開議

出席委員

委員長	杉 本 俊比古
副委員長	薄 井 司
委員	柴 田 正 敏
委員	工 藤 嘉 範

委員	高 橋 健
委員	渡 部 英 治
委員	加賀屋 千鶴子

説明者

農林水産部長	齋 藤 正 和
農林水産部森林技監	村 上 幸一郎
農林水産部次長	草 薨 郁 雄
農林水産部次長	三 浦 卓 実
農林水産部次長	大 山 泰
農林水産部次長	齋 藤 正 喜
農林政策課長	本 郷 正 史

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、新任の委員会担当書記を紹介します。

議会事務局議事課佐藤慎大書記、同じく政務調査課富樫可那子書記、併任書記伊藤光範書記、以上であります。

次に、会議録署名員を指名します。

第1回定例会6月議会を通しての会議録署名員には、工藤委員、加賀屋委員を指名します。

次に、定期人事異動に伴い、執行部説明者に変更がありましたので、新任の説明者の紹介をお願いします。

農林水産部長

【説明者を順次紹介】

委員長

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。

しおりの1番、6月12日日程協議資料の審査日程案及び付託議案一覧表を御覧ください。

審査日程案について、御意見等ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。

なお、審査の進捗状況によっては、審査日程からずれることがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

本日はこれをもって散会し、6月20日木曜日、午前10時30分から委員会及び分科会を開きます。散会します。

午前11時1分 散会

令和6年6月20日（木曜日）

本日の会議案件

1 分科会会議録署名員の指名

2 議案第136号

令和6年度秋田県一般会計補正予算（第1号）
（農林水産部の関係部門）（趣旨説明・質疑）

3 農林水産部関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

4 所管事項調査の継続

（継続決定）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	杉本俊比古
副委員長（副会長）	薄井司
委員（分科員）	柴田正敏
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	高橋健
委員（分科員）	渡部英治
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事課	佐藤慎大
議会事務局政務調査課	富樫可那子
農林水産部農林政策課	伊藤光範

会議の概要

午前10時28分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	杉本俊比古
副委員長（副会長）	薄井司
委員（分科員）	柴田正敏
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	高橋健
委員（分科員）	渡部英治
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

農林水産部長	齋藤正和
農林水産部森林技監	村上幸一郎
農林水産部次長	草薨郁雄
農林水産部次長	三浦卓実
農林水産部次長	大山泰
農林水産部次長	斎藤正喜
農林水産部参事（兼）農業経済課長	齋藤辰嗣

農林水産部参事（兼）園芸振興課長	播磨成人
農林水産部参事（兼）農地整備課長	足立徹
農林政策課長	本郷正史
農業経済課販売戦略室長	小林文夫
農山村振興課長	小野寺平崇
水田総合利用課長	大友秀樹
水田総合利用課秋田米ブランド推進室長	伊藤恒徳
畜産振興課長	小棚木栄作
水産漁港課長	中林信康
林業木材産業課長	真崎博之
森林資源造成課長	永井秀樹
森林環境保全課長	小野圭

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び予算特別委員会農林水産分科会を開きます。

初めに、分科会会議録署名員を指名します。

第1回定例会6月議会を通しての分科会会議録署名員には、工藤分科員、加賀屋分科員を指名します。

次に、定期人事異動に伴い、執行部説明者に変更がありましたので、新任の説明者の紹介をお願いします。

農林水産部長

【説明者を順次紹介】

委員長（会長）

次に、農林水産部関係の議案に関する審査を行います。

分科会において、議案第136号のうち、農林水産部に関係する部門の審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

農林政策課長

【補正予算内容説明書により説明】

水田総合利用課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

農林水産部参事（兼）農地整備課長

【補正予算内容説明書により説明】

水産漁港課長

【補正予算内容説明書により説明】

林業木材産業課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

森林資源造成課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で、説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は各課一括して行います。

高橋健委員（分科員）

あきたの大豆単収向上チャレンジ事業の補助対象地域は秋田市と横手市ですが、2つの地域の選定理由をお伺いします。

水田総合利用課長

事業主体の選定理由は、各地域からの要望調査を踏まえてのものです。

高橋健委員（分科員）

秋田市と横手市からの要望が大きかったと理解してもよろしいでしょうか。その中で金額も設定されたと理解してよろしいでしょうか。

水田総合利用課長

時系列で御説明いたしますと、当初予算においてこの事業を予算計上しており、その際は全ての市町村に要望調査を行い、大仙市、湯沢市、羽後町から要望がありました。これは国の財源を使っておりますが、その後、財源に余裕が出て国から追加の要望調査があつて改めて市町村に調査をしたところ、秋田市と横手市の2市から要望を受け、その要望どおりに今回、予算を要求しております。

渡部英治委員（分科員）

資料の6ページ、再造林優良種苗確保事業のカーボンニュートラルに挑戦する再造林拡大事業です。まず最初に確認しておきたいのが、県はこれまで関係団体と連携し再造林を進め、年々進んでいると認識しています。たしか当面50%を目標にと打ち出していたと思いますが、今年の見通しをお聞かせください。

森林資源造成課長

令和6年度は再造林面積675ヘクタール、再造林率47%を目標に取り組んでおります。現在の事業体からの申請や要望の状況を見ると、再造林面積は675ヘクタールを少し超えてくるのではないかと見ております。しかしながら、令和7年度は再造林面積750ヘクタール、再造林率50%を目標にしておりますので、その達成に向け取組は強化していきたいと考えております。

渡部英治委員（分科員）

今、説明があつたように47%、限りなく50%に近づいているようですが、今年度にその目標を達成できる見通しがあるかを私は確認したかったです。その辺はどうですか。

森林資源造成課長

今年度の目標である675ヘクタールは達成できる見込みと思っています。再造林率は限りなく50%に近づくのではないかと見ております。

渡部英治委員（分科員）

今回の補正予算はコンテナの関係です。年間の杉苗の供給量に、どの程度対応できるのか把握していますか。

森林資源造成課長

今現在、杉の苗木生産量は年間200万本ぐらいの状況です。今回この3施設を整備することによって、20万本ほど増産できる見通しとなっており、約1割ほど供給量が伸びる状況になります。

渡部英治委員（分科員）

1割が今回の補正の対象になる。それでいくと、先ほどの話ではないですが、こういった取組は継続してやられると思います。その辺はどうですか。

森林資源造成課長

今後の再造林——段々伸びていきますので、供給を考えると、こういった要望には取り組んでまいりたいと考えております。

渡部英治委員（分科員）

今回の補正は、2の林業成長産業化総合対策事業とも関連します。いろいろ補助しながらやっていますが、この設備支援を含めて、生産量あるいは再造林の必要性というお互いの需給バランス、整合性はとれていると理解していいですか。その辺を教えてください。

森林資源造成課長

再造林は当面750ヘクタールを目標に掲げておりますが、現在の生産量が大体200万本という状況から見ると、今回の施設整備及び現在の供給能力から、供給には少し余裕がある程度の生産が可能と見ております。ですので、バランスはとれていると思っております。

農林水産部森林技監

少し補足いたします。

生産量のところ、恐らく木材生産量とのバランスという意味だと思いました。木材の生産量は、大規模製材工場等が進出しており、増えてきております。ただ増加率は、現在、大体150万立方メートルの丸太を生産し、そこに20万、30万を追加してぐるりのレベルだと考えております。その中で、伐採面積が大体1,500ヘクタールに対し750ヘクタールを再造林していこうと。1,500ヘクタールぐらいの伐採でもって、先ほど言った丸太の生産量は追いついていくだろうと試算しております。最近の丸太生産量の増加には、この苗木の生産量で再造林率も含めて十分対応できると試算しております。

渡部英治委員（分科員）

今、森林技監から補足してもらいました。そういった視点もありますが、私が単純に聞いたかったのは、今後の再造林の必要量と今、言った今回の支援の種苗の生産量がきっちりと整合がとれているかです。今の説明も分かりましたが、その辺はどうでしょうか。

森林資源造成課長

当面の再生林目標750ヘクタールを見ると、今回、施設整備をさせてもらって供給量も増えますので、既存の生産されている方の能力から見ても十分供給できる量で、バランスがとれていると考えております。

渡部英治委員（分科員）

分かりました。表現がどうなるのか……。少花粉といいますか……。国が杉を増やそうという方向性を打ち出していると思います。先ほど技監からいろいろ説明があったのですが、果たして本県のその現状はどうなっているのか。あるいは、冒頭で申し上げた今後の見通しも含め、県の対応を改めてお聞かせ願いたいと思います。

農林水産部森林技監

国では花粉症対策で、10年後に杉を2割減少させることや、花粉症対策の苗木を10年後に9割にする目標を掲げております。本県は今のペースで行きますと、この国の方針には若干追いつかない試算を立てております。10年後に2割減少させる国の目標に対して、本県の今の伐採量のペースで行きますと、大体6%ぐらいの減。杉の苗木についても国の9割の目標に対して、大体5割ぐらいになると思っております。

ただ正直なところ、花粉症は杉だけが悪いのではなくて、やはり複合的な要素で起こっています。特に秋田県は罹患率が低く、東京は罹患率が高い中で、本県として杉の植え替えをどう捉えていくのかは、いろいろ考えるところはあります。私としては、本県の杉は県の宝だと思っておりますので、やはり杉を植えていきたいと考えています。そのときに、国が言っている花粉の少ないものも、もちろん増やしていくのですが、若干国の方針とは異なるのですが、杉をしっかり植えていきたい。ただ、戦後植え過ぎてきた部分もありますので、そういうところには広葉樹を増やし、自然な森づくりに戻していく。そういう多様な森づくりをバランスをとって進めていきたいと考えております。

渡部英治委員（分科員）

分かりました。いずれカーボンニュートラルに挑戦する再生林拡大事業は、元気創造プラン、いわゆる新プランの主要事業の一環です。先ほどの説明を聞くとある程度、順調にきている部分はありますが、そのペースを継続できるように、予算も含めて充実させてもらいたいと思います。何かコメントがあったらお願いします。

農林水産部森林技監

再生林のペースは、やはり杉の適地には杉をしっかり植えていき、そこは再生林率50%にとどまらず100%に近いところまで植えていきたい。特に最近、非常に条件の良い場所を伐採しておりますの

で、そういう条件の良い場所はしっかり再生林を進めたいと思っております。

ただ、標高が高かったり林道から遠い場所は杉だけではなくて、動物のすみかになる広葉樹に、県民税も活用しながら転換していきたいと考えております。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

再生林の観点で関連です。杉の適地には杉を植えていき、そうでないところには今、話があったように広葉樹——今クマのことが盛んに言われておりますが、動物が食するものなる木を植えていくことも、私は必要ではないかと思うのです。そうした観点で再生林をしていくときの計画は、細かくされているのかをお聞かせいただきたいと思います。

森林資源造成課長

クマ対策の視点での森林整備は、今現在はしていませんが、いずれ杉の適地には杉を植えて、そうでない部分も再生林の観点からいくと、人工林の6割程度は広葉樹林化していく場所になるので、そういった点では、動物の餌となる広葉樹も造成していくとは考えております。

農林水産部森林技監

ちょっとだけ補足させてください。

杉を切った後、どういう森にするのかは、森林所有者の方が伐採をするときに、市町村に「この杉の林を切ります」と届出をします。そのときに、この場所にもう一回杉の木を植える、あるいは木を植えないで広葉樹の森に戻していくといった計画を付けながら伐採の届出を出す仕組みがあります。市町村として、杉の木に戻したほうがいいのであれば、「ここはちゃんと杉の木を植えてくださいよ」と指導をすることができる森林法という法律上の仕組みがあります。杉を切った後に杉を植えたほうがいいエリアを市町村の計画に定めることになっているのですが、市町村も技術的な基準をお持ちでないことが多いので、秋田県では杉を切った後、県がここは杉を植えたほうがいいよと地図上で示して、市町村にお示ししているところです。少しずつ市町村でも市町村の計画にそういったエリアをしっかりと明示するようになってきております。今、森林組合や林業事業体に造林マイスターがいらっしゃいますので、そういった方々とも共有しながら、杉の適地には杉を植える、そうでないところは植えなくてもいい仕組みを動かしていきたいと考えております。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

では、徐々に進んでいるというか、進めているところだと思っておりますが、個人の所有者などもいらっしゃるので、それも含めて行政が把握するのは、なかなか難しい点もあろうかと思っております。しかし、今のクマが出没して私たちの生活がいろいろ脅か

される点もありますし、かなり制限も加えられることが出てくるとすれば、やはり適切にクマだけではなくて、そういう動物がすむところを意識した対策が必要になると思います。ですので今、答弁していただいたことを進めるのと併せて、それをきちんと把握、管理していくことも必要ではないかと思いますが、それは今のままでいくとできるのでしょうか。そういう体制がとれるのでしょうか。

農林水産部森林技監

確かに動物のすみかとのすみ分けや、広葉樹の森づくりをどう進めていくかは非常に重要な問題です。特にクマ対策は、どのように、どういうエリア設定をしていくかは重要な課題だと思っています。

そんな中で今回、指定管理鳥獣になったことで、どのくらいクマの頭数があるかの把握やゾーニングも、今後しっかり進めていくことになっておりますので、生活環境部とも一緒に、指定管理鳥獣制度になった上でのゾーニング、さらにはそれを森林計画制度に位置づけていくところにも取り組んでいきたいと考えております。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

昨日も、クマが出没した情報を早く伝えることや、生活圏に出てこないための緩衝帯を作ることなど、知事が答弁していましたが、やはり出てきたものへの対応になっている感じがするのです。そもそも棲んでいるところに戻す対策も含めて並行してやらないと駄目ではないかと感じていて、その点では再造林といえますか、山をどう管理していくかにすごく関わる問題だと思っています。ですので、是非その辺は生活環境部などとも連携しながら対策を講じていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

薄井司委員（分科員）

これに関連してです。全体の事業計画が令和4年度から令和7年度までと、あと1年ですが、木を切るのは永遠に続くと思うのです。国の方針として、この事業がなくなったときに、また新たな事業が出てくるかはどうなっているのか。若干心配なところもあるので、その辺を分かっている範囲内で示していただければと思います。

農林水産部森林技監

「令和4～7年度」と書いているのは、カーボンニュートラルに挑戦する再造林拡大事業、令和7年度に50%にするぞという県事業の年度ベースであり、コンテナ苗や林業機械の助成といった国の補助事業は、今のところ終期が定まっておられませんので、基本的に継続していくものと考えております。県が行う令和7年度以降の再造林対策は、これまでの実績や事業効果を勘案しながら、令和8年度の予算要求のタイミングで検討していくものと考えております。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

林業木材産業課にお聞きします。林業成長産業化総合対策事業の（3）木材加工流通施設等整備事業です。補助率3分の1と2分の1がありますが、これは補助するものによって違うのか、それとも整備する事業所によって違うのでしょうか。

林業木材産業課長

購入する3台は、プレカット機械のほか、原木用のトラックも含まれております。それから、トラックはないのですが、原木をつかんでトラックに載せるクレーンが1台となっております。トラックが補助率3分の1、プレカット機械とグラップルクレーンが2分の1となっております。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。より木材加工に特化するというか、近いものは2分の1という考え方だと理解していいのですね。

林業木材産業課長

そのとおり理解してもらって結構だと思います。

柴田正敏委員（分科員）

大豆生産について伺いたいと思います。

大豆は、もともと畑地に栽培をされる方と、水田を畑地化して転作される方の両方いらっしゃると思いますが、どのくらいの割合ですか。

水田総合利用課長

今、手元に細かなデータはありませんが、田畑別でいきますと、ほぼ水田での作付となっております。

柴田正敏委員（分科員）

大豆はどれくらい生産者にとってメリットがあるかや、もうかるかをお聞きしたいのですが、10アール当たりの販売額と、経費を引いた差額でどれくらいの所得になるかを教えていただけますか。

水田総合利用課長

所得に関してのお尋ねでした。利益に関して調べさせていただきたいと思いますが、収入については……。

委員長（会長）

ごめんなさい。マイクに近づいてもらえますか。

水田総合利用課長

大豆の収入は10アール当たり10万円程度、主食用米も十一、二万円程度で、収入自体はほぼ同等と見ております。

柴田正敏委員（分科員）

経費、それから収入は大体10万円前後ですか。

水田総合利用課長

ただいま説明した数字は経費も含めた総収入で、所得は10アール当たり、国の助成金も加味した上で2万円程度と試算しております。

柴田正敏委員（分科員）

国の助成がなければ合いませんか。経営として

合いますか。

水田総合利用課長

ただいまの所得の説明に関して、収入は2万円から3万円程度としか試算できませんので、助成金なしでは、なかなか経営は成立しないと考えております。

柴田正敏委員（分科員）

減反した場合に、2万円の補助金をもらうためには5年に1遍、水を入れなければいけないというが出てきましたよね。それがどの程度プラス要因になっているのか、マイナスの要因になり得るのか。その判断はどう考えていらっしゃいますか。

水田総合利用課長

大豆の連作に伴う弊害と、5年に1回水田に戻した上で大豆の生産性のことだと思いますが、大豆の作付が長期化することによって、連作障害や土壌性の病害の発生が大きくなることに対して、いったん水田に戻す。つまり、水稲とブロックローテーションを組むことによって、大豆の生産が安定すると考えております。

柴田正敏委員（分科員）

転作田に5年に1遍、水を入れなければいけないことになってから、大豆の作付の変化はありますか。

水田総合利用課長

大豆の作付は、ここ5年程度は8,000ヘクタール台で推移していましたが、昨年は9,530ヘクタールで、横ばいから少し増加傾向にあります。

柴田正敏委員（分科員）

普通に想像すると、5年に1遍、水田に変換しなければいけないことになれば、減ると思ったのですが、そうではないのですね。

水田総合利用課長

確かに圃場条件など、地域によって大豆作が長期に及んでいる事例も承知しておりますが、いずれ本県としてはこれまで同様、田畑輪換に伴う地力の維持を指導してまいりましたので、今回の5年に1回の水張りに伴って、急に減るという判断はないです。また、アンケートも実施しており、畑地化に向かう選択肢もありますが、田畑輪換で水田、ソバ、大豆作を継続するという意見も多々あります。

柴田正敏委員（分科員）

あきたの大豆単収向上チャレンジ事業は、水田から畑地化したものでなければならないのですか。それとも、もともと畑で栽培している人にも適用になるのですか。

水田総合利用課長

利用する農地は、水田も対象としております。

柴田正敏委員（分科員）

水田ですね。

水田総合利用課長

はい。

柴田正敏委員（分科員）

5年に1遍、水を入れなければならないのですが、それは稲の作付もしなければならないのか。それとも、ある一定期間水を張っていればいいのか。

水田総合利用課長

原則として、5年に1回は水稲を作付することではありますが、例外として、かんがい期間中に1か月の水張りをすることによって、5年に1回、田畑輪換したものとみなすという運用を国はしております。

薄井司委員（分科員）

補正予算内容説明書の55ページ、水産漁港課です。内水面水産資源回復のための調査はどういう調査ですか。もしかすればカワウかなど、私の頭ではそう思っているのですが、具体的にどうい調査に対する助成なのか教えてください。

水産漁港課長

今回の補正は、アユの資源悪化に対する河川環境の改善の必要性などの調査への支援となっております。カワウについては別途、被害状況調査を内水面漁連と連携して取り組んでいるところです。

薄井司委員（分科員）

総額でどれくらいで、どこに調査を依頼するのか。自分たちでやるのか。その事業内容がもし分かれば教えていただきたいと思います。

水産漁港課長

今回の助成対象は、米代川水系サクラマス協議会が1件、阿仁川漁業協同組合が1件の合わせて2件に支援するものです。米代川水系サクラマス協議会では事業費88万円ほどを見込んでおり、全国でもアユを専門とした調査会社がありますので、そこへの委託経費としております。阿仁川漁業協同組合は自らが調査を行うもので、35万円ほどを計上させていただきます。

薄井司委員（分科員）

内水面の関係で、いろいろな課題が私の耳にもすぐ入ってくるのです。アユの減少は多分、川の濁りが影響していることもありますが、その辺も踏まえて今後の復活の見通し等は、水産漁港課ではどのように考えておりますか。

水産漁港課長

アユの資源悪化は河川環境、特に河床の状況で、石が締まっているといいますか、川の石が動きにくい大きな石で締められていたり、泥が石の間に詰まってしまう場合には、餌が付きにくかったり、産卵がしにくかったりすることが、原因の一つとして挙げられております。そういった場合には、川をもう一度掘り起こしたりと、環境を改善する方法があると考えております。

あとは、天然資源なので、その年によって多かったり少なかったりはどうしても起こります。天然の稚魚の発生が少ない年には、多く放流を行って釣れる漁場づくりをする。そういった形で環境の維持と資源の維持、釣り客の維持を考えております。

薄井司委員（分科員）

何か最近、藤里川も、かなり濁ったりして量が減っています。そういうところも念頭に置きながら今後、支援をしていただきたいと思います。

高橋健委員（分科員）

関連でお伺いします。先ほど課長がおっしゃった環境維持の観点です。自然の流れでの環境悪化といえますか、石がギユウギユウになって産卵できない、餌が付かない状況もあり得るほか、例えば地域によっては上流にダムがあって、その放流がもしかしたら産卵に悪影響を与えている、あるいはコケが生えないといった影響が出ている事実はあるのですか。

水産漁港課長

場所によっては、ダムの影響ではないかといったことは聞き及んでおります。

高橋健委員（分科員）

そういった状況に関して、県として指導や何か動きはあるのでしょうか。

水産漁港課長

ダムの放水については、ダムの設置者側との調整をひとまずはお願いしている状況にあります。

高橋健委員（分科員）

設置者が国の場合もあると思いますが、環境に悪影響ということで、県内で問題になっている場所は現在、把握されていますか。

水産漁港課長

県南の成瀬ダムでは、そういったお話が聞こえてきております。

(※10ページで発言訂正あり)

工藤嘉範委員（分科員）

林業成長産業化総合対策事業の機械の辺りを少しお伺いしたいと思って、1つずつ行きます。ハーベスタは6者10台で、複数台導入する業者もいるのですが、ハーベスタの助成を始めてから大分なるので、全県域に行き届いているものと思いつつも、耐用年数は四、五年くらいかなと記憶している中で、どんどん新規にやっていける業者と、補助率が3分の1あるいは2分の1で、会社によっては持ち出しが厳しい会社もあると思っている。勝ち組、負け組みたいなことかどうかわかりませんが、導入し切れない業者もいると皆さんは認識しているのですか。その辺りを、まずお聞かせいただければ。

林業木材産業課長

今回導入する林業経営体は、ある程度の事業量を

確保できている会社を対象となっております。まず、意欲と能力のある林業経営体が補助事業の対象となる事業体とされております。それから県の施策である再造林を行っている業者も優先的に今回の補助対象の業者として選定している状況です。対象にならない小さい事業体も多いことは理解しております。そういうところは、まず森林組合の下請や大きい会社の下請けなども行いながら、再造林、保育作業も仕事をとりながら成長させていきたいと考えております。

工藤嘉範委員（分科員）

満遍なくという理想もあるだろうけれども、現実的には多分、なかなか厳しい部分もあるので今、言ったように大きくなっていくところを伸ばしてあげる視点は、何をやっても必要だと思っています。そのためには、建設業は下請、孫請みたいな構図があって、林業の世界でもきつとそういう部分があると今、話を伺っていて思ったときに、元請がきちんと利益を得つつも、下請の業者もしっかり利益を確保できる構図も、やっぱり必要ではないかと思っている。建設業は担い手3法みたいなものがあるって、品質管理はきちんと法律で決められてきて、今はかなり充実していても、まだ不満があるみたいな構図があります。林業はそういう意味ではどういう制約、監視というか、行政がこうすると下請もきちんと品質管理をしつつ、利益率も得られるといった部分はあるのですか。

林業木材産業課長

建設業の形ではありませんが、林業の経営体としてもともと脆弱な5人や6人の小さな会社から始まっているところが多くて、現在はある程度大きくなった会社といっても、まず30人ぐらいの会社が大きい部類となっております。そして、やり切れないところ、特に森林組合直営労務では1班程度しか持っていないところも多くあって、組合協力事業体というところもあります。そこもこちらでは強くして——待遇や退職金だったり会社として必ずやるべきことをやりながら、体質的にも強くなっていただくために補助金も出しております。

工藤嘉範委員（分科員）

技監にお伺いします。予算から少し離れるかもしれませんが、秋田に来て林業の会社の育成で随分、力を入れて今ここまでやってきました。若い担い手も山に入る状況になってきたではないですか。そういう意味では今、言ったように、やはり協力してくれる会社もしっかり体力のある業者になってもらえればなど、ますます——今、随分、進んできたとはいえ、もう少し女性が入ったり、いろんな若い人たちが入れるような、経営体強化みたいな、小さくてもきちんと利益を上げられるような体質になるようお願い

したいと思います。国の政策としてその辺はどう思っていますか。

農林水産部森林技監

林業経営体を伸ばすこと、さらに言うとそこで仕事をされている林業労働者の処遇改善は物すごく今、大切な課題になっており、特に林業経営体で働いている20代はかなり給料がいいです。ほかの産業に比べても給料がいいのですが、35歳、40歳ぐらいになると、他産業よりも給料が低くなっていて、子供が大学に行くタイミングで林業から離れて他産業に移る事案が結構出ております。そういう意味でも、30代後半から40代、50代に掛けてしっかり稼げる、稼ぐ能力のある方を雇っていただける体質に、少しずつしていかななくてはいけないと思っています。

そのために一番必要なことは、やはり少ない人数でもうけられることだと思いますので、県が補助事業で機械化して——1人当たりの生産性は機械化することで20倍になるとも言われておりますので、機械化等をお手伝いすることになるかと思っております。

小さい会社をどうしていくかは、小さい会社なりの工夫もあると考えております。下請の形ですと、どうしても単価を安くされる事案があると聞いておりますので、やはりそこは小さい会社なりに元請になれる工夫をしていただくのがいいと思います。全国的にもそういう工夫をして大きくしている会社はたくさんありますので、そういう工夫が必要であると思っておりますし、県としてもそういった会社の相談に普及員等がしっかり相談に乗ること、そして国としてもいろんな事例を白書も含めてしっかり公表していくことが求められていると思っております。どちらにしても、非常に重要な課題だと考えているところです。

工藤嘉範委員（分科員）

いい御答弁をいただきました。ありがとうございました。

4番の木質バイオマス利用促進施設整備事業の助成についてです。3者10台になっていて、いろんな種類がある。単純に割り返すと、補助率2分の1なので1台3,000万円から4,000万円もする。10台もあるので、いろんな機械があると思えますが、その中身を教えてください。

林業木材産業課長

資料の5ページにある移動式チップパーが2台あります。そのほかに、グラップルソーといって、木をつかんでただ切るだけ——ハーベスタになると3メートルや4メートルと自動で検尺して切りますが、全く関係なく、ただつかんで切るだけのグラップルソーという機械が1台あります。そのほか、フォワードという運ぶ機械や、チップを入れてバイオマス

発電所に持っていく箱の付いたトラックが2台という内容になっております。

工藤嘉範委員（分科員）

そうすると、チップを運ぶトラックはいいけれども、バサバサと切らないで、1本バンと切るグラップルソーも、やっぱり木質バイオマスの事業の対象になるのですか。（2）にある高性能林業機械の対象ではなくて。何かそういう区分けはあるのですか。

林業木材産業課長

高性能林業機械は多工程や3工程、例えばハーベスタだったら、切って、枝を払って、検尺して、玉切りする多工程でやりますが、グラップルソーはただ切っただけの木材をつかんで適当なサイズに切るだけの単純な機械なので、それは高性能林業機械には当てはまらない。ただ、木質バイオマスとしては使いますので、こちらの対象にしております。

工藤嘉範委員（分科員）

資料の写真にある燃料用チップ製造機械の移動式チップパーは、山で乾燥していない木材をそのままチップにして、チップにしたものをどこかへ持って行って後で乾燥させるのですか。現場では、まだ乾燥できていない木材ですね。この仕掛けというか、どうやってバイオマス燃料に使うのですか。

林業木材産業課長

大抵の業者は、いったん丸太のまま土場といいますか、ある程度、大きい場所に持っていきます。そこで数日間積んでいる状況がありますが、そちらにこのチップパーを持ってきて——チップパーとトラックがセットになります。チップパーでチップを作りながら、そのままトラックに積み込むやり方のところが実際は多いです。

工藤嘉範委員（分科員）

そうすると、そのままチップを買い入れる業者がいて、この木材屋の売上げにつながっていくのですか。

林業木材産業課長

今回導入するのは素材生産事業者であり、自分たちでまず山を買って、切って、チップを運ぶことをやっている業者です。ですので、自分たちで山で、例えば製材や合板に行かない用材にならない部類の木材でチップを生産して、バイオマス発電所に持っていく流れとなります。

工藤嘉範委員（分科員）

ちなみにチップの売上げというか、全体の利益率がいいのか、もうけ度外視で処分になるようなものか、チップの評価はどういう状況ですか。

林業木材産業課長

チップを持っていくバイオマス発電所によって、買取り価格はいろいろあるわけですが、大体の価格で平均して買い取ってもらっているところであれば、

まず赤字にはならない。ある程度のもうけは確保できていていると聞いております。

薄井司委員（分科員）

今回、基金を積み立てて利息が相当——30万円と言えど3億円か4億円か分かりませんが、それに対する利息……。利率が上がってという話であったと思いますが、どれくらい上がりましたか。

農林政策課長

今回の基金積立金に関しては、全庁的な動きでその方針で進めております。4月に入って、秋田銀行、北都銀行ともかなり金利が引き上げられております。3月29日にいったん旧金利の0.002%で預け入れしておりますが、4月に入って上がったので、4月30日にいったん解約して、新たに期間を9月30日までとして0.025%の定期金利で組んだところですが。この後もまた引き続き上がるかもしれないことを見越して、まず期間を9月30日までにして、その後また預け入れして、その後また上がった場合は2月補正予算で積立てをする形で今回計上したところです。

薄井司委員（分科員）

農林水産部関係で今、提案されている原資は、どれぐらいですか。

農林政策課長

すみません。農林政策課分だけしか、私承知しておりませんので、後で……。ちなみに、中間管理事業は6億7,550万円ほどになります。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

委員長（会長）

再開します。

農山村振興課長

当課では、中山間地域土地改良施設等保全基金で、現在8.4億円ほどを積立てしている状況です。

農林政策課長

残りの森林関係4基金は総額で4.6億円ほどになります。

薄井司委員（分科員）

分かりました。まだ基金があると理解しましたが、金利が上がるということは貸出しする部分、例えば農林水産部関係で制度資金がいろいろあると思いますが、そういった資金への影響はどうですか。現実にもう出ているのか、今後、出てくる可能性があるのか。

農林水産部参事（兼）農業経済課長

最新の農業近代化資金の状況を見ますと、6月に金利が上がっております。利子補給率は据置きですので、末端金利は上昇している状況です。実際の金利を申しますと、貸付利率が1.20%から1.40%になっております。利子補給率は1.25%ですので、もともとの基準金利が上がって、末端金利で1.20%から1.40%になっている状況です。

薄井司委員（分科員）

多分、この後も上昇する可能性があると思いますが、そういったときに利子に対する補給はどう考えていますか。

農林水産部参事（兼）農業経済課長

利子補給率は据置きが通例ですので、末端金利に跳ね返ってくる状況です。

薄井司委員（分科員）

利子補給率と実際の金利との差にあまりにも開きがあれば、農家としても、なかなか借りづらい状況が出てくる懸念があります。ですから、その辺は今後、金利上昇とともにいろいろな角度から検討する必要があると思いますがいかがですか。

農林水産部参事（兼）農業経済課長

制度資金は、近代化資金のような国の資金は、国で利率を決定しておりますので県としては難しいところですが、県単資金などは状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

工藤嘉範委員（分科員）

水田総合利用課長に大豆の話伺います。助成対象が「播種や中耕培土、防除作業等に必要な機械」で2台。先ほどのやり取りでは、秋田市と横手市の法人となっている。資料の写真をみると乗用管理機になっているのではないですか。この写真を添付しているということは、この管理機……。でも「播種」とも資料に書いてあります。この写真のような管理機を秋田市、横手市に納めるのですか。

水田総合利用課長

資料に載せている乗用管理機は、ブームスプレーヤーを搭載した防除の専用機です。正確に申しますと、ハイクリアランスブームスプレーヤーという機械で、防除作業等に必要な機械と解釈いただきたいと思います。

工藤嘉範委員（分科員）

そうすると、播種、中耕培土の機械は今回はないのですか。それとも横手市がどっちなかで、秋田市にはこれが入る、とか……。その区別はどうなっていますか。

水田総合利用課長

播種関連の機械は、秋田市に助成対象機械として含んでおります。

工藤嘉範委員（分科員）

話がそれますが、農業新聞に高速大豆播種機が載

っていました。全国初、石巻の法人が導入したもので、農研機構と農業機械の民間会社が開発し、畝立てと点播、播種を1ヘクタール当たり1時間の超高速です。物すごくいい機械をこの間、見てきたのです。話がそれで申し訳ないのですが、そういったものに助成してあげるように、少し研究してください。いかがですか。

水田総合利用課長

助成対象として、基本的な作業機の名称を付しておりますが、いずれ国と民間が共同研究しながら高性能な機械、播種機に限らずいろいろ開発しておりますので、そういったものが市販され次第、適切な情報共有を図りながら現地に導入してまいりたいと考えております。

委員長（会長）

ほかにありませんか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ここで昼食のために休憩します。

再開は午後1時30分とします。

午前11時47分 休憩

午後 1時35分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

農林政策課長

午前中の質疑において、薄井委員から質問のあった基金積立金の運用益30万9,000円に対する原資の総額についてお答えいたします。

今回の積立金は4課に関係しており、そのうち6基金の運用益の総額です。この6基金の残高は、合計で21億1,900万6,297円です。このうち定期預金をしており、今回の金利引上げにより運用益の対象となる原資は14億6,900万6,297円です。

水産漁港課長

同様に、午前中に高橋委員から質問のあったダムと河川環境の関連について、当方から成瀬ダムとお答えしたところですが、皆瀬ダムの誤りでした。訂正しておわびいたします。

（※7ページの発言を訂正）

委員長（会長）

この件について何かございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、農林水産部関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、農林水産部関係の請願・陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

農林政策課長

【「農林水産業及び農山漁村に関する年次報告について」により説明】

森林環境保全課長

【「林内路網整備に関する年次報告について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各課室一括して行います。

高橋健委員（分科員）

所管事項関係資料の5ページをお開きください。エ、戦略的な米生産と水田のフル活用の推進の1つ目の項目です。サキホコレの認知度を向上させるため、テレビCMや懸賞旗などで頑張ってきたようですが、少し厳しい言い方かもしれませんが、正直まだサキホコレは全国区にはなっていない気がしております。今後、もっと認知度を上げるために考えている作戦など、もし公表できるものがありましたら教えていただきたいと思えます。

水田総合利用課秋田米ブランド推進室長

サキホコレの認知度向上に係る取組ですが、毎年、サキホコレの認知度に関する調査をしております。令和4年は27%、令和5年は36%と、徐々にではありますが伸びてきております。我々としては、首都圏での購買につながる一番のツールがテレビCMですので、テレビCMは引き続き実施するとともに、高級飲食店でのフェアの開催やSNS等での情報発信、また、現在行っている大相撲の懸賞旗も、今回初めてサキホコレのお弁当と一緒に販売したところ売行きもいよいよです。ですので、これまでのプロモーション活動を継続するとともに、何か話題になるものはこの後、準備しております。それは近くになりましたらまた説明していきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

高橋健委員（分科員）

聞いていると何か、わくわくする感じの答弁ありがとうございます。期待して待っていますので、引き続きよろしくお願いたします。

それともう一つ別の案件で、この資料にないことを一つお話ししたいのです。令和6年度から森林環境税がスタートしています。これは国の制度ですが、もともと県の水と緑の森づくり税があります。これが重複する税金ではないかと言う人がいたのです。それで私も勉強させてもらったら、使い道も全く違う事業だったのですが、この混乱はありますか。

農林水産部森林技監

委員御指摘のとおり、森林環境税は今年度から税の徴収が始まっております。市町村が行う国の森林経営管理制度、要は自分では森林を、なかなか管理できないところを市町村が代わりに中心になって管理してあげますよという制度です。これを動かすための主な財源として位置づけられております。県もそれをサポートするのですが、市町村が中心になってその取組を進めております。

一方、秋田県水と緑の森づくり税は、県民の財産を次世代につないでいこうということで、主に森林環境教育や幼稚園、小中学生の森づくり体験、あとは県の大きな課題になっている松枯れ対策やクマの緩衝帯作りといった、県独自の課題に対応する取組を行っており、今のところ大きな混乱はありません。ただ、同じような森林に関する税が2つあるので、それぞれの税でどのような対策をしているかは、しっかりと県でもPRしていきたいと考えております。

高橋健委員（分科員）

なぜこの質問をしたかといいますと——通称、森づくり税と言わせていただきます——この森づくり税の使い道といいますか事業内容を見ると、本当に様々なものがあって、これもこの税金から使われているのだと、びっくりするぐらいの項目がありました。その中の、あきた水と森の森林祭が7月6日にありますが、私は家族で勉強がてら参加する予定にしております。というのは、農林水産委員会に所属させていただいて、ニュースや新聞で農林水産関係に耳も行くし、目も行くようになったのです。もともと私は農林関係が特別好きなわけでもなく、どちらかというと生まれ育った環境も農林と距離があった人間です。ですので、雨が降っても邪魔くさかったりしていたのですが、今となっては雨が降ると、これは今、乾燥しているからいいなとか、水が足りなかったのがこれで足りると思う自分が、何となく新鮮な気持ちでいるのです。その感覚は、こうした事業に参加することで子供たちや本当に素人の方、無理くり参加した方にも生まれるのではないかと思います。こういった事業は事務方は準備も大変だろうし、現地の人たちも持ち回りで各地区でやると思うと難儀でしょうが、やっぱり大事な事業であると思いますので、是非これを無理なくと言ったら変ですが、あまり無理のないよう——皆さんに農林水

産業の大切さを教えていく意味でも大切な事業で、もっと温めていただきたいと思います……。あまり実のある話ではないですが、所管にてお話しさせていただきました。その辺の方向性を教えていただけますか。

農林水産部森林技監

あきた水と森の森林祭は、この税事業で行っております。まさに委員御指摘のとおりです。森林は秋田県民でしたら必ず目に入るものですし、とても大切にされていると思っているのですが、ではいざそこで林業となると、実際にどういった作業をしているのか、どのような機械があるのかまでは、なかなかイメージ湧かない方が多いと思います。そうした状況で、森林祭で林業機械のデモ展示や関係者の表彰等も行うのですが、少しでも森林で行っていることに興味を持っていただきたいという気持ちで開催させていただいております。去年は7月15日に開催予定でしたが大雨で中止になってしまい、今年は7月6日、昨年と同じ由利本荘市で行う予定となっております。是非、一人でも多くの方に見に来ていただきたいと考えております。

渡部英治委員（分科員）

資料の5ページ、戦略的な米生産と水田のフル活用の推進の丸ポツの一番下です。こまちRの推進本部を設置して令和7年の一般作付に向けて、いろいろな活動を展開しています。最近の私の感触で、あまりこまちRの話題を耳にしなくなったことは、それなりに理解が深まったと認識していいのか。それから、こまちR以外のこまちを生産するといった把握はどこまでできているのか。この2点をお知らせ願いたいと思います。

農林水産部次長（草薨郁雄）

昨年9月、あきたこまちRの生産・販売推進本部を立ち上げ、県内外、多方面に切替えの必要性や科学的知見に基づく正確な情報を発信してまいりました。以前は、メール等で誹謗中傷される様々な動きもありましたが、我々の活動に限らず、良識ある方々のSNSの発信、あるいは育種学会の声明もあって、誹謗中傷は少なくなってきたと感じております。

ただ、一部の活動家は、いろいろ論点をすり替えながら反対運動みたいなものはやっておりますが、我々としては地道にといたしますか、着実に正しい情報を発信していくことが重要だと思っておりますので、その活動は今年度もあらゆる機会を捉えながら続けていく所存です。

渡部英治委員（分科員）

藤村本部長から草薨本部長に替わったのですね。理解が深まったということですが、実態として依然、こまちRではなくこまちでいこうという人がいると

思います。その状況把握はどうなっていますか。

農林水産部次長（草薨郁雄）

その前に、基本的に、まず従来こまちをこまちRに切り替えていただくということで、必要性なりを説明してきているわけですが、直売等でお客さんからどうしても従来のこまちがいいという声があるとすれば、自分で売る前提の下で、ある程度それはあると捉えております。その方々の量がどれくらいあるかは、種子の注文がこの後ですので、地域のプロジェクトチーム、振興局レベルのチームで情報をとりながら、総量は把握していく予定になっております。

渡部英治委員（分科員）

分かりました。引き続き努力してほしいと思います。

前にも申し上げましたが、どうしてもという方の分断はしないように十分に配慮していると思います。市町村との連携がこれからますます必要になってくると思います。また、推進本部は、推進本部ですからいつかの時点で解散するわけです。どの辺りまでといった今のところのめどはありますか。

農林水産部次長（草薨郁雄）

この活動は、終期を定めて取り組んでいるわけではありません。例えば来年、切り替わったからといってすぐ解散ではなく、切り替わってから当面は様々な動きがあると思いますので、その状況をいろいろ見極めながら、活動の継続は考えていきたいと思っております。

渡部英治委員（分科員）

草薨次長が最後に言った、いろいろな事業のフォローといいますか、後でいろんな予期せぬこともあるので、常に目を配るのは非常に大事だと思います。ですから、引き続きお願いしたいと思います。

それから、もう一点。先ほどの高橋委員からのサキホコレの関係です。大相撲の懸賞旗の話で、王鵬に懸賞、あれはすごくインパクトがあったと思っておりますし、昨年サキホコレが特Aに選定されたことで、これまた秋田県の農家にとって非常に励みにもなっていると思うのです。サキホコレが特Aになったことは、当然ほかの品種もサキホコレに負けないように……。なぜこういうことを言うかということ、サキホコレをやれる人は県内でも限定されているわけですね。その方の努力にも、もちろん敬意を表しながらも、こまちでも——今こまちRになりますけれども、やっぱり特Aを目指していく。どこの米も今はおいしくなっているのですが、秋田県の米は特においしいと、それを強調する取組はこれから非常に大事になるのではないかと思います。その辺はどう考えていますか。

水田総合利用課長

食味ランキングと良食味米の生産に関する話がありましたが、サキホコレはもとより、あきたこまちは昨年、県南で4年ぶりに特Aを獲得しましたし、県北のあきたこまちや中央のひとめぼれも、かつては特Aを獲得したと。つまりポテンシャルのある品種ですので、地域によらず全域各域で特Aをとれるように取り組んでいくための一つとして、基本的な技術の励行がやっぱり重要と思っておりますので、その品種のポテンシャルを最大限発揮できるように、まずは苗づくりから始まるわけです。安全な分けつを確保できる田植時期の選定、栄養状態を見た追肥、施肥、最終的には適期刈り取り、そういった基本技術をきちんと期間を通じて徹底できるように、JA等とともに生産者、生産団体を指導してまいりたいと考えております。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

あきたこまちRの関連で質問します。従来にあきたこまちを作付したい農家のために、その種子の提供についていろいろ情報をとって体制をとろうとしているという、これまでの答弁だったと思いますが、その辺はどの程度まで進んでいるか、お知らせください。

農林水産部次長（草薨郁雄）

その体制づくりは、農業団体等と今いろいろと情報交換などをしながらやっているわけですが、その前にそういった方々の総量がどれくらいあるかを把握することが、まず第一だと思っております。決してこまちRと従来こま치의二者択一の選択肢を与えているわけではなくて、どうしても直売でお客さんのやり取りで、という方に限定したお話ですので、それほど大量に出してくるとは思っておりません。ただ一部、大潟村など、ある程度まとまりがあるところは、独自の採種圃で種子を確保していただくということで、大口はまずそこで押さえております。その他の個々の農家の取組がどれだけあるかをまず把握することが最初かなと思っております。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

その上で、私の記憶が先走っていたのかあれですが……。県外から取り寄せることで、その体制がとれることを探っていると聞いていたのですが、それはそのとおりでいいですか。

農林水産部次長（草薨郁雄）

その量を把握した上で、県外を含め、あるいは県内の在庫等で対応できるのかも含め、供給できる体制を検討しているところです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

こまちRではなくて、こまちをと考えている方は、「お客さんから求められて」と、私は聞いているのです。そういう方にとっては不安なわけです。それがなければ、あとは自分でどこか県外の種屋から取

り寄せなければならないと話をしていました。ですので、そういう意向をお持ちの農家の準備もあると思うので、一定のときにやはりきちんと皆さんにお知らせできる、そういう要望を持った方にお知らせできる体制をとっていただきたいと思います。

一般質問で、農産物の価格転嫁が、なかなか厳しいという話があって、知事の答弁だったかな……。農業者がコスト意識を持ちながら商品に見合う対価で自ら販売する取組をサポートしていくという答弁がありましたが、具体的にどういったことを考えられているのか。今現在、大変なわけですか。いつ頃からそういうことができるのか、見通しも含めてお知らせください。

農林水産部長

議場にいましたので、私から答弁させてもらいます。まず、答弁で価格の話がありましたが、基本は国で今、国のいろんな専門機関、消費者団体、途中の流通段階、生産者も含めた協議会を開催し意見を聞いて、どういった合理的な価格形成をしていくかの検討が盛んに行われていると我々は聞いております。農水省からまだそういった正式な報告がないので、マスコミの業界紙や農水省のいろんな資料を我々は見てやっていますが、そういったところで盛んに検討しているの、それをまず注視していかなければならないとは思っています。

いろいろ話を聞いている中では、価格を形成する前のコストがどれだけ掛かっているのか、農業生産していく段階でどれだけコストが掛かっているのか。農薬、肥料、資材、物流経費と様々な経費が掛かっているわけですので、そういった経費がどれだけ掛かっているのかコスト指標を作ろうと今、盛んにやっております。そのコスト指標を作った上で、相手に交渉権を持つ。相手であるお客さん、もしくは途中の流通業者にどう売り込んでいくかの価格交渉をするための、コストを示すデータをまとめている。そういったものをまとめた上で価格交渉をして、相手が価格交渉に応じないと罰則規定が設けられる、そんなことを今、考えているようです。ですので、実際に価格がどう決まるか。トマトだったら幾らだ、という話ではなくて、相手との交渉で決まっていく段階のコスト指標を作るのが、価格形成の今の検討内容と我々は聞いているところです。

実際にこれがどうなっていくのか、まだ決まっていますし、いずれ農林水産大臣は法制化を目指していくという話もしていますので、具体的に法制化がされた中で、もっと運用にかかる様々なものが決まってくると思います。今すぐ、もしくは来年すぐにはならないと思いますが、そういった農産物の価格が最低限合理的な価格形成になる形のものを、これから示すシステムにつながっていくと思っていま

す。

知事が最後に商品に見合う対価で自ら販売すると言ったのは、今の価格形成は価格形成で、まだ大分先になるのですが、それまでの間、黙っているわけにはいきませんので、できるだけ農家もしくは農業団体が、相手にこれぐらいの価格でないと売れないよと、こういったものにコストが掛かっているからと自ら発信して売り込んでいく自主的な取組を我々も応援していかなければならないのではないかと。今もう既にやっています。東京のレストランや販売店と、秋田の農業法人とをマッチングして、この価格でこれだけの量、いつの時期にお届けしますと、そんな取引をする。そんな自主的な運動をやっていますが、さらに値段をちゃんと決めた自主的な販売活動を進めていければと考えている。そういった意味で答弁させていただきました。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

なかなか難しいのですよね。これまでは市場が値段を決めるというか、そういうやり方ですと来ていた。確かに全てのもののが価格が上がっている状況で、農家のコストがどのぐらい掛かっているかがはっきり分かる、示せるものを作っていくことは、それはそれで必要だと思いますが、だからってすぐに買ってくれるところが話に応じてくれるかとなれば、そうでもないとも思います。今までの日本の流通が大きく変わらなければ、なかなか難しいのではないかと。国府のいろいろな審議会や今回の基本法の見直しの話合いを見ても、関係する人たちの配慮に依拠するような、そこに委ねられるような感じで、でもそれだと今までと多分、変わっていかないと思うのです。ですので、国がきちんとした方向性を示す前に、やはり県としてもっとアピールすることもあるのではないかなと。そういう方法を考えたらどうかというのが1つ。それから、地域で作ったものは地域で余計に消費するとなれば、運送費も掛からないので、逆に安くできると私は思いますが、コストが高くなるという、なかなかそうはいかないのですよね。だから、もっとうまく消費してもらって、農家にもなるべく負担がない形にできないものかなと。そういうことを少し研究してみる方法があるのではないかと。思っていたのですが、その辺りはどうでしょうか。

農林水産部長

委員がおっしゃった、地域で生産して地域で食べてもらう地産地消運動は前から進めていて、それが流通費も掛からなくていいし、農家が付けた値段で実際に販売されて、それを消費者が買って行くことで、農家からすれば決まった値段で売れているので、いいわけです。しかし、通年でそれが農家の経営として全部つながっていくかということ、秋田県はやっ

ぱり夏場、春から秋に掛けての生産物ですので、冬場のものがあるのか、トータルでその店ができるのか、そういう問題もあるので、全てが地産地消でできるかといえば、そこは、なかなか難しいところです。ただ、望ましいことは間違いないので、消費者にもそういった理解で地元のを食べてもらう、海外産や他県産よりも秋田のを食べてもらうことを理解して買ってもらうことが、非常に大事であると思っています。

少し話が変わりますが、食料・農業・農村基本法でも、消費者の役割という項目にそういうことが結構、書かれている。できるだけその環境に配慮したものを消費者は求めましょうと。国産的などという言葉は書いていませんが、いかにもその地域のを買って、消費者は手にとりましょうみたいな条文も書いています。消費者の役割としても、できれば地域のもの、国のものを買ってもらうといった行動に走ってもらうことが望ましいので、国ではそれを理解してもらう運動も展開していくことにしております。ですので、まず消費者側からもそういった理解をしていただかないといけません。

あとは、生産者側が自分のコストをできるだけ安くして、できるだけ限界に到達して、できるだけ安く供給できる生産をしていくか、そのマッチングをどうしていくかが、大きな課題だと思います。消費者はできるだけ安く買いたい、生産者はできるだけ高く売りたいということが起こると、市場原理では絶対合いませんので、そこをお互いにどう合わせるのが一番重要で、なかなか難しい課題だとは思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

商品が生ものだったりすることがすごく——野菜も牛乳も、幾ら幾らと生産者が言って、「それならいい、買わねえ。」と言われれば、あとはそのものを廃棄する……。ほかに行くところがあればいいのですが、そういった生産者が弱い部分を持っていますよね。なので、なかなか強く出られないことがあるのではないかと思います。私もどうしたらいいのか……。やはり何か一つやって、解決する問題ではないと思います。

ある方が、乳牛を飼育して牛乳を搾っていて、シュークリームを作る際にその牛乳を使っていると宣伝をして、結構人気があるようです。そうやって買ってもらっているのだったら、値段を少し高くしているのかと聞いたら、「いやいや、何も。買ったたかれるだけだ。」と言っていた。だから、力関係です。この前の質問で末端の農家と言っていましたが、その皆さんのコストがこれだけ掛かっているからという交渉力を持つこともそうですが、その上の買う人たちの、地域全体で農業を育てていく視点を持つ

て消費していくところを、もっと県がアピールしないと、なかなか難しいのではないかと私は思って、その人の話を聞いてきたのです。けれども、そういう取組はまず、ないではないですか。国がやることかもしれないですが、やっぱり秋田の地場産業である農林水産業で、是非イニシアチブを県が発揮してほしいと思います。

農林水産部長

地産地消の運動は昔からやっています。毎月第3土曜日に、アゴラ広場で地産地消的な運動を、あきた産デーフェアという形でやらせてもらっています。各地の様々な地場産のをPRして理解していただく、知っていただく、買っていただくという運動をやっていますので、そういうところは地道にやっていくことが大事であると思います。そういったところを消費者に理解していただいて、地元のものがない、農家に生きてもらわないとこれから我々の食べ物ができなくなる、と理解してもらうことが大事であると思いますので、その運動を展開していかなければならないと思っています。

先ほど十分に話ができませんでしたが、市場原理での取引にはなりますが、お互いに事前契約などの値決め販売という取組も今、一部でやっています。いつの時期にこれだけの量をやりますから、最低限この値段でいきましょうねという事前契約は、一つの方法だと思います。米でも今そんな取引をやっていますし、指定産地みたいな形で、ある市場にこれだけの値段でいきましょうといった場合に、価格保証や様々な制度があります。ですので、まずは値決め販売や事前契約、そんな制度を充実して取引していくのも一つの作戦だと思います。当然、国にしっかり価格形成をやらしてもらわないといけないのですが、原価割れする生産販売なんて、農家の苦しみは今一番強くなっていますので、県としてもそういった運動を展開できればと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

それぞれの農家や酪農家に情報提供、周知も含めて是非やっていただきたいと思っています。

工藤嘉範委員（分科員）

何点か質問させていただきます。

まず、秋田米ブランド推進室長に。先ほど来、サキホコレの話があるのですが、少し前に自宅でサキホコレのパックライスを食べたのです。今までは全く関心もないし、パックライスはそんなにおいしいものではないというのが私の勝手なイメージだったのです。試しに買ってみようかと思って、スーパーで1個170円だった気がするのですが、買って食べたら、物すごくおいしかったのです。びっくりするくらい、本当にほっぺたが落ちるくらい……。馬鹿馬鹿しい表現だけれども。

キャンペーンやフェアをやるときに、袋詰めの普通の生米というか、米をプレゼントするではないですか。県内のフェアはどうでもいいと言えはいいのですが、首都圏や都会でやるときに、あのバックライスを若い人たちに食べてもらうのは、米をあげるよりも物すごく効果あるのかなと。1,000個配ったって、17万円くらいではないですか。今、袋詰めの300グラムの米がどのくらいするか分からないのですが、あのバックライスは本当においしくて効果はあると思ったのですが、どう思いますか。

水田総合利用課秋田米ブランド推進室長

委員御指摘のとおり、これまでは小袋での試食のPRを繰り返してきました。実はバックライスはあまり食べないのですが、最近のバックライスはおいしいと私も思っています。現在、羽田のホテルで東京事務所が主催になってフェアを開催していますが、そこに今回バックライスをプレゼントに試しに送っています。今回評判が良ければ、こういった形で広げたいという取組をしていますので、この後もう少し委員の御指摘のように、都会では炊く人が少ないので、バックライスのPRに努めていきたいと考えています。

工藤嘉範委員（分科員）

本当に是非それを進めてもらいたい。計算すると、そんなにお金が掛かるものでもない。農家は誰に聞いても絶対、俺の家の米が一番うまいと言う。私もそう思っていて、自信満々だったのです。誰にあげてもうまいと言うから。でもこの間、あれを食べたら敗北感が……。やばいと思うくらいうまかったのです。間違いなく、それは。本当の米の炊きたてとはまた違うのですが、光っているし、おいしい。是非、お願いします。

それから、もう一点です。水田総合利用課か農林政策課か分からないのですが、地域計画の話をお伺いしたい。策定を進められていて、法定義務化も残すところ1年くらいになってきたと私は認識しています。日本全国というか、秋田県も全域と言われている中で、地元では全くそういう機運——私が言うのもまずいと思いますが、機運や具体的な話合い、取りまとめみたいなのがあまり聞こえてこない。その進捗状況とこの後、残っている期間でどういう状況になるかだけ教えてください。

農林政策課長

地域計画は御指摘のとおり、今年度内に全ての地域の市町村が公表する予定で今、市町村も鋭意取り組んでおります。見込みとしては、秋田県は大体300地域ほど設定されておりますが、5月末現在で完全に公表までいったのは5地域となっております。

ただ、各段階の行程があって、ほとんどの市町村は今もともとある現況地図をベースに意向調査等を

行い、大体8割ほどの地域で全部完了しております。田植等も終わりましたので、これからその意向を今度は目標地図として下ろして行って、それで1回目の話合い等が大多数の地域で行われていくと思います。それから、秋ぐらいに2回目、年明けて3回目ぐらいの話——どこの市町村も3回ほどの話合いを予定し、3月までに公表まで持っていくことになっております。

ただ、全て最初から完璧な目標地図、全ての圃場で全ての担い手を明確化するの、なかなか難しいところ。例えばそこは、これから検討していくといった表し方でもって、まず最低限として今年度中に作っていただいて、あとはそれをベースに毎年話合いをして目標地図をブラッシュアップしていく方法で今回、進めております。

工藤嘉範委員（分科員）

スタートさせる意義はあると思うので、とにかくそれをやりつつ、進化させるところもやってもらいたいのです。ちなみに25市町村でいろんな取組の遅い早いあるいは、なかなか進まないといった状況は把握されていますか。

農林政策課長

何段階か工程がありますが、それごとに大体どれぐらいまで、何地区が進捗しているかの工程は、一応その都度聞き取りをして、全て把握しております。特に5月に、3月末までにやや取組が遅かった13市町村には、私もその市町村に出向いて進捗状況や進める上での悩み、課題をいろいろ聞き取りして、今後、進めるところを確認しております。また、5月末から6月の初めに掛けて、各ブロックごとに各市町村の担当者が集まり、地図を持ち寄って策定のノウハウや今の課題を共有しながら、うまく作っているところはどうかを見せ合う作業もやっています。そういった形で今後、田植も終わりましたので目標地図の素案を作って、話合いが進んでいくものと考えております。

工藤嘉範委員（分科員）

話が聞こえていない地域があるのも事実だと私は思っているのは是非、課長が説明された感じで進むことを期待して、まずこの質問を終わります。

質問を変えます。農地整備課、それから農山村振興課か森林環境保全課のどっちなのか、2点ほどお伺いします。昨年7月の豪雨で被害を受けて、仮復旧が終わりました。あちこち見ていると、いよいよ査定も終わって本復旧の工事が始まっているように見受けられます。まず農地に関してはどういう状況なのか、全部今年の作付に間に合っているのか、あるいはどうしても間に合わなかった部分があるのか、農家がいろいろ困っている状況があるのか。また、崖についても本復

旧に向けて全部発注になっていて、きちんと進んでいるのかを、それぞれお伺いします。

農林水産部参事（兼）農地整備課長

まず、昨年の災害に係る農地の復旧状況と現在把握している各市町村の発注状況ですが、大きな被災を受けた場所のおおむね6割程度が国庫補助で発注済みで、4割が未発注です。これも市町村によってばらつきがあって、発注割合が低い市町村には、ほかの市町村の取組の状況や積算の方法を横展開して情報を適宜提供しながら、発注をどんどん進めていただけるように支援を続けております。

森林環境保全課長

治山、林道関係事業は、昨年の災害について、年度末も含め発注したところですが、ただ、県北を中心に農地の被害や河川、県道等の被害があって、林道では多少まだ不調の案件があります。それ以外は、ほぼ受注して今、復旧工事をしている状況です。林道の不調の率は、すみませんが後ほど回答させていただきます。

工藤嘉範委員（分科員）

それぞれ順調に進んでいる部分もあるかと思いますが、農地整備課長にお伺いします。未発注があると今、説明があったのですが、これは今年の作付に間に合わなくて、農家はどのような対応をされていますか。

農林水産部参事（兼）農地整備課長

まず、作付が間に合わない部分は、市町村の担当者からしっかり農家の方に御説明をいただいている状況です。特に発注の進んでない市、町からも話を伺っていますが、そこは地元で丁寧に説明をしながら進んでいると。例えば農地と農業用施設が被災したところもありますが、そういったところは通水できる場所は仮復旧で通水して作付をしているところもあります。そこは状況に応じて、本復旧でなくても仮復旧で通水して水稻をしているところもありますので、それぞれの市町村で取り組まれている状況です。

工藤嘉範委員（分科員）

まず、本当に長引かないようお願いしたいと思います。質問を変えます。

水田総合利用課長に。今年も昨年に引き続き非常に高温が心配されるのですが、昨年の反省を生かして、我々もここで議論して、高温に対する水稻の――水稻に限らず園芸も含めてでしょうけれども、特に生産額の半分を占めるのは米ですから、その管理について、ここでも来年に向けての話を随分しました。ですので、今から早め早めの情報発信……。長期予報を見ると、非常に危険のある日々が今もう差し迫っているのですが、その対応状況と把握、認識を教えてください。

水田総合利用課長

初めに、本年の水稻の生育状況です。田植直後に低温もあったりして、分けつの発生がやや停滞していると見ておりました。しかしその後、天候も回復して日照時間は6月に入ってから多い状況になっていますので、有効茎決定期――来週の25日に生育調査をして、今年の生育傾向も、また明らかになってくるのではないかと考えております。

その上で、今後の品質向上対策になりますが、大きく2つあるのではないかと思います。まず一つとしては、稲の栄養状態を見ながら適切な追肥を行うこと。その時期としては来月中旬、幼穂形成期以降に稲の葉色等を見ながら適切な施肥を行うことが大事であると考えています。昨年は出穂以降の高温が品質低下、着色粒、背白、腹白の要因になりましたので、出穂期以降の用水が必要な時期になってきます。ということで、基本的には湛水管理をしていただくわけですが、異常高温が訪れる予報があった場合には適宜、用水が潤沢なときにはかけ流し、かけ流しが困難であれば湛水よりかは放水管理といえますか、きめ細かに薄く水を張って、切れたら徐々に足していく感じで、あまり長時間水を張って水温を上げない管理を促していくように指導してまいりたいと思います。

あともう一つは、適期の刈り取りです。出穂期以降の適期刈り取りの目安としては、積算温度で確認する方法があります。その積算温度は、わせの品種や、おくての品種によって異なりますので、その品種に応じた積算温度が訪れるタイミングで刈り取り適期を情報提供しながら、品質管理に努めていただくよう、これからもJ Aとともに指導に努めてまいりたいと考えております。

農林水産部次長（草薨郁雄）

1点だけ付け加えます。昨年来検討してきた今、課長が話した技術対策について、近日中に異常気象対策の指導班会議を全県レベルで開き、今年の夏場の天候の長期予報などの情報も交換しながら、技術対策を徹底していきたいと考えております。

農林水産部参事（兼）園芸振興課長

園芸作物の場合は、品目ごとに対応策がバラバラですが、昨年の8月、9月の高温、乾燥では、やはり枝豆の奇形化や、ネギは低温性の品目ですので、なかなか太らなかつたという悪影響がありました。彼岸の花であるリンドウなどは、あまり暑過ぎると花が咲かなくて、日にちがずれてしまったと。

今年は、やはり水を入れる畝間灌水が、枝豆やネギの場合は一番の対策になると思います。どちらも水田由来の圃場が多いので、可能な圃場は結構多いです。ただ、その時期とすれば大体は開花期の花が咲く時期に水があつたり冷えたりすることが大事で

す。例えば枝豆の、あきたほのかが9月上旬からの収穫となれば、8月上旬頃に花が咲くのですがその辺りに水を入れる。あと花の場合はリンドウも、畝間灌水ができる品目ですので、そういったものを励行する。そういうものができない場合は、やっぱり寒冷紗を掛けて遮光するのかなと。

果樹の場合は、比較的根がしっかり張っていますので乾燥には強い作物ですが、日に当たって日焼け果が出たりするのが危ないので、できるだけ摘葉といますか、葉っぱを摘む時期を遅らせることや、葉っぱを摘む量を減らしたりといった対応をしています。

工藤嘉範委員（分科員）

皆さんに今からいろいろ考えてもらっているのは、とてもよく分かりました。いずれその話が伝わっていかないことにはどうしようもない。特に水稻に関していうと、昨年のかげ流しでも全然駄目だった。地域にもよるのでしょうか、ここでも議論したように、ポツと掛けて、干上がったらまた掛けるような新しい考え方——何が正解かよく分かりませんが、農家だって自分で判断しなければいけない部分もあるので、いろんなやり方の情報提供、こういうこともあるよと、広く早めに知れ渡るように努力をお願いしたいと思っています。

それから、いろいろメディアで前に報道があったのですが、この部でいいのかどうか……。今年の米の流通です。大手、スーパー関係はもうガサッと在庫を抱えていていいのですが、小さな町場の小売の米屋には米が行き渡らないだとか。でも、近くの米屋に聞くと、ないとは言わない。あるけれども、米は売れないという悩みを言う。いずれそれはそれとして、県内の米の在庫をどう認識しているのですか。分かる範囲でいいです。

水田総合利用課長

県内というか全体的な情報になりますが、農水省からの情報も踏まえすと、いずれ在庫はある状況です。しかしながら、その在庫は行き先の決まった、要は契約済みの数量で自由に動かせるものがないという話を聞いております。したがって流通ルートも、卸からの行き先としてスーパーに通年供給する分を最低限確保するために、例えば米専門店やドラッグストアへの供給を少し絞るといった工夫をしながら、出来秋まで延ばしていく体制をとっていると聞いております。

工藤嘉範委員（分科員）

消費者にとってはスーパーから買えばいいのですが、今まで営業してきた一般の米屋は売り物がないという心配事みたいなものが散見されていたので、令和6年産が出るまでには少し時間があるので、米の在庫がちょっと気になって質問しました。なんか、

分かるようで分からないような……。まずいいです。

薄井司委員（分科員）

資料の6ページ、農山漁村の活性化です。これは令和5年度の実績報告ですので、どういうことが実施されて、どういう状況になったのかをお聞きします。半農半Xの体験、実証調査などを4地域でやっていますが、成果と今後の課題があったら教えてください。

農山村振興課長

半農半Xの取組は、令和3年度から八峰町を皮切りに、これまで5市町村で実施してきている状況です。この間、42人が半農半Xを体験されており、参加者の多くはフリーランスの方で、デザイナーやプログラマー、写真家が参加されています。八峰町では参加者のスキルを生かして、シイタケのパッケージデザインの作成や受入れされた農業者の動画を作成して、その農業者をSNSで発信してPRしたり、鹿角においては地域おこし協力隊として移住している方もいますので、地域貢献、関係人口の創出につながっていると考えております。

本当は移住、定住や新規就農までなればいいのですが、そこまではハードルが高いものですから、まず来た方が地域でいろいろなつながりを持って地域を活性化したり、関係人口の創出につながっていればいいなと考えていて、今年も取組を拡大していきたいと考えております。

薄井司委員（分科員）

今ちょっと話に出ていましたが、移住、定住するのがこの事業の大前提であったと私は思っていたのです。実際そうはいかないとすれば、この事業は今後も何年か続けていくのですか。その辺を教えてください。

農山村振興課長

半農半Xは、まず県で2年間実証して、その後は市町村で自走してもらおうと。市町村独自の取組で外部人材の活用などを考えてやってもらい、八峰町では県で2年間実証した後、令和5年に町単独で半農半Xの取組をして、かなりの参加者が来られ、地域の活性化や関係人口の増加につながっている状況です。

薄井司委員（分科員）

それから、クマの関係で除伐等を実施しています。いろいろなものを見れば、やっぱり緩衝帯を設ければいいというのが一般的ですが、実際に緩衝帯を整備してどうなったのか。検証と言えればいいのか、出没が少なくなったといったデータなどはありますか。

森林環境保全課長

当課で森づくり税を活用して緩衝帯の整備を行っております。調査については、住民の話等を聞いている程度ですが、それによると明らかに出現は減っ

ていると伺っております。カメラ等でその回数を確認する調査は、当課では行っておりません。

薄井司委員（分科員）

実際に効果があるのであれば、予算の制限的なものもあろうかとは思いますが、やっぱり積極的な進め方をしたほうが良いと思っておりますが、いかがですか。

森林環境保全課長

自然保護課でも今回、補正予算を提案しており、そちらと森づくり税とが連携をして、集落の森林ややぶの刈り払いを強化してまいりたいと思っております。そちらは、実施方針等を自然保護課と連携をとって、今後も進めてまいりたいと思っております。

農林水産部森林技監

積極的にということ、緩衝帯づくりの今年度予算は対前年度比1.7倍に増やしています。県が市町村に緩衝帯の整備をしっかりとやらないかと問いかけて、少し予算を増やしたところです。

薄井司委員（分科員）

市町村側の反応はどういうものですか。

農林水産部森林技監

市町村では、しっかりと緩衝帯を作れば、そこでの人的被害はないという考えをお持ちのようですので、市町村でも積極的に活用したいという反応になっていると認識しています。

薄井司委員（分科員）

ため池についてです。昨年決壊して、まだしっかり復旧していないところがあると思っておりますが、この後、決壊しそうなところの住民にとって、ハザードマップの作成は大変重要であると思っております。それで、どれくらいの地域でハザードマップを作成し、その支援はどういう形でやったのかを教えてくださいたいと思っております。

農林水産部参事（兼）農地整備課長

これまで国庫補助を活用しながら市町村で各ため池ごとにハザードマップを作成してきたところで、今のところ防災重点ため池1,049か所のうち、1,042か所でハザードマップを作成済みです。公表しているところがそのうち1,032か所です。ホームページに公表する、あるいは掲示板に公表するかは、それぞれの市町村のやり方次第ですが、市町村で調整の整ったところから公表しています。我々としては、引き続き残りのところをしっかりと作って公表していただくことを市町村に申し上げている状況です。おおむね99%ほど、しっかり公表していただいている状況です。

薄井司委員（分科員）

水位計システムですが、導入しているところはそんなにないと思っておりますが、状況はどうなっていますか。

農林水産部参事（兼）農地整備課長

これも国庫補助100%の事業です。これを活用して令和元年度から進めているところで、令和5年度末時点でテレメーター、要は遠方から監視できるシステムが付いているところは県内10か所に上がってきました。このうち、さらに遠隔で操作できる箇所は仙北平野土地改良区が管理している一丈木ため池ですが、ここは遠隔操作も併せて付けています。維持管理費は個々の土地改良区等で負担していただくこととなりますので、これも含めながらしっかり我々としても進めていきたい。なお、イニシャルコストへはしっかり補助金が出ます。すぐに状況判断ができて非常に便利ですと、今後もしっかり推奨していきたいと考えております。

薄井司委員（分科員）

そうすれば、今後もこの事業は続けていくと理解してよろしいですか。

農林水産部参事（兼）農地整備課長

強靱化対策として進んでいるものですので、国庫補助金の出方もありますが、県としてはこういったところは国庫補助を活用しながらしっかりと進めたいと考えております。

国庫補助100%事業以外にも、農山村振興交付金の情報通信環境整備対策で、国庫補助50%ですが、ため池に限らず水路の遠隔操作や、基地局を設置して自動走行農機あるいは鳥獣のわなの遠隔操作などに、広く使える補助金もあります。ですので、こういったところも紹介しながら皆様に活用をお薦めしている状況です。

水田総合利用課長

先ほど工藤委員から、米の在庫についてお尋ねあった件で、1点だけ付け加えさせていただきたいと思っております。

特に県内の卸売会社から聞き取った話ですが、今年の春に10キロの精米袋を300円値上げ、つまり10%ぐらい値上げしたそうです。そうした中で売行きは好調で、購買意欲は高いといった状況が分かると思います。

それもあって、小売からの問合せも多いそうですが、一部注文に応え切れていないといった実態もあるみたいです。

森林環境保全課長

先ほど工藤委員への答弁で、林道災害の不調の率を後ほどということでした。5月末現在で50件のうち11件あります。率にいたしますと22%、現在、未契約の案件が市町村であります。これについては、再入札等によって早めに契約ができるよう指導してまいりたいと思っております。

杉本俊比古委員（分科員）

森林環境譲与税について、2点だけ伺います。配分の考え方が変わるとか、変わったという報道

を見た記憶がありますが、秋田県にとってはどういった変更があったのか教えていただけませんか。

農林水産部森林技監

もともとのこの配分は、全国600億円の税収を前提として、それぞれの県の私有林人工林面積の量で50%である300億円を分ける。さらに、林業就業者数の割合で2割、ですから120億円を分ける。あと、残り3割を人口によって分ける計算をしておりました。その結果、日本で一番、森林環境譲与税をもらえるのが横浜市という、森林とは遠いところが……。森林を持っているところというよりは、人口割の影響で大きな都市がもらう形になっておりましたが、昨年の税制改正でここを少し改める議論になり、森林割の部分が5割だったのを55%と、5%アップしました。その分、人口割の3割を25%にしたところです。その結果、やはり森林が多い県が有利になっており、当然秋田県も有利になっております。金額がどのくらい有利になったかは、後ほど答弁させますが、有利になっている状況です。

森林資源造成課長

森林環境譲与税の配分率の見直しによって、秋田県には前の配分率に比べて全体で6,700万円ほど増えて譲与される状況になっております。内訳は、市町村で6,000万円、県にも譲与されるので県で700万円ほど多く譲与されます。

杉本俊比古委員（分科員）

森林環境譲与税を前倒しで走り始めた頃に、この理解を深めるために、例えばこういう事業にも適用できる、あるいは応用できる事例集みたいなものが、たしか国から出されたと思います。それが今もう走り始めてから何年かたって、先ほどの高橋委員とのやり取りでは、市町村には技術者がいないという話もありました。市町村がリードしてということも含めて、森林環境譲与税の応用例は、県内の市町村と共有すべき事例があったらもっと紹介するべきではないかと思いますが、あるのかなのかと、それに関する取組みみたいなものを教えてもらえませんか。

農林水産部森林技監

まさにそういった事例集はとても大事であると考えており、特に制度が始まった令和元年や令和2年度頃には、何に使っていいのかわからないという声もあったものですから、林野庁で各県、各市町村の事例を取りまとめて、それを県経由でそれぞれの市町村に配付しておりました。それは今でも行っており、県から市町村にこういう使い道があるよ、事例があるよと、お示ししております。

さらに、再生林にこの譲与税をあまり使うべきではないという林野庁からの指導があったという話があるみたいですが、そういう話が出てしまったことがあって、林

野庁でポジティブリストというのか、こういうものには使えますよというリストを作り、昨年、市町村にお配りしております。県としてもこの指導体制を作っておりますので、市町村で困ったことがあったら、県の指導員が使い道も含めてしっかり相談に応じていきたいと考えております。

杉本俊比古委員（分科員）

いずれ今月から森林環境税が走り始めれば、譲与税に関する見方もいろいろ変わってくると思いますので、いい意味で活用できて、森林の環境保全につながることをPRできる努力をお願いしたいと思います。

あと1点だけ確認です。2級河川馬場目川の八郎湖調整池の水門のことです。地元で、豪雨災害があった影響もあるかとは思いますが、水門を開けることによって濁った水が流れ出て、それが北上して男鹿の漁業に影響するという話を結構聞かされるのです。これを県の担当課に話をしても、あまりそういう情報はないということでした。今、こういう情報があることを、例えば県漁協などと情報交換をしているかどうかだけ教えてください。

農林水産部参事（兼）農地整備課長

まず、八郎湖の防潮水門については、大潟村への農業用水の確保の観点から操作を行っております。当然、降雨時には事前に一定程度まで水位を下げる管理をしております。つまり農業用水や水道用水にも使っておりますので、用水確保や排水の観点から操作をしております。

御指摘の水質、日本海に流した水が北上するという話は、私は伺っていない状況です。

水産漁港課長

例えば流木もそうですが、アオコが脇本に漂着してくるという情報は、当課でつかまえております。

杉本俊比古委員（分科員）

地元の漁業者の感じ方と若干乖離があるように思います。いろんな意見を交わし合う場面はあると思うので、その辺の状況を情報交換する努力をお願いしたいと思います。

水産漁港課長

浜周りなどで普及員が地元の情報を上げてくることありますが、委員の御指摘を踏まえた上で、状況を集約できる場合は検討していきたいと考えております。

委員長（会長）

ほかにごいませんか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、所管事項に関する質疑を終了します。

次に、所管事項の調査継続についてお諮りします。所管事項について、閉会中においても調査を継続

することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

御異議ないものと認めます。

よって、所管事項については、閉会中においても調査を継続することに決定されました。

この旨、議長に申し出ることとします。

本日はこれをもって閉会しますが、本委員会へ付託された案件はありませんので、7月4日木曜日は、討論・採決は行いません。

また、7月5日金曜日の本会議における委員長報告は行いませんので、御承知おきください。

閉会します。

午後3時11分 閉会